

優生保護法問題の

早期・全面解決を求める11.1集会

日時：2023年11月1日(水)

12:00～14:30 開場 11:30

会場：星陵会館 ホール

(東京都千代田区永田町2丁目16-2)

東京メトロ有楽町線・半蔵門線・南北線 永田町駅6番出口より 徒歩3分

東京メトロ千代田線 国会議事堂前駅 5番出口より 徒歩5分

東京メトロ南北線 溜池山王駅5番出口より 徒歩5分

坂が少なく車椅子の方におすすめです。

東京メトロ銀座線・丸の内線 赤坂見附駅11番出口より 徒歩7分

オンライン (Zoom) はこちらから →

<https://us02web.zoom.us/j/84357211566>



手話通訳・文字通訳あり



緑とピンクのアイテムを身につけてご参加ください！

プログラム

- 10月25日仙台高裁判決について
- 国会議員への要請書提出
- 各地原告からのメッセージ
- 議員メッセージ
- 最高裁宛て署名について

多くの方々と一緒に考えられる集
会にしたいと考えています。
みなさま、ぜひご参加ください！

集会終了後に、首相官邸前で
アピール行動を行います！
どなたでもご参加ください！

優生保護法問題の早期全面解決は、待たなすです。2022年春の大阪、東京高裁、今年春の札幌、大阪高裁(兵庫訴訟)の4つの判決では原告が勝ち、今年5月の仙台、札幌高裁判決では原告が敗訴しました。各地の地裁でも、勝訴判決は続いています。原告が勝った4高裁の判決に対しては、国が最高裁に上訴、負けた2高裁の判決に対しては原告が、最高裁に上訴しています。最高裁での判断には時間がかかることから、一刻も早く国が政治的解決を進めることが必要です。各地の判決の中では「憲法違反であること」「著しい人権侵害であること」は明確になっています。高齢である原告・被害者の人権、名誉、尊厳の回復に向けて、これ以上時間を費やすことはできません。国の責任は明らかになりました。今こそ、私たちは集い、国に対して一刻も早く、原告・被害者への謝罪・補償、そして命をわけない社会づくりを求めていきましょう。

共同主催：優生保護法被害全国原告団、全国優生保護法被害弁護団、
優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会 (略称：優生連)

連絡先：yuuseirenjimu@gmail.com (優生連)

ホームページ： <https://sites.google.com/view/yuuseiren/home>

※警報などで集会を中止する場合、ホームページ等でお知らせします。

